

子どもの貧困対策の拠点整備について

【担当省庁：内閣府、厚生労働省、文部科学省】

京都府でも、母子・父子世帯の小・中学生の40人に1人の割合で孤食の状態になっており、このような貧困家庭の子どもについては、不規則な生活習慣になっているほか、学力低下や全日制高校進学率の低下が重要な問題となっている。

このため、京都府では、NPO等が行っている生活習慣の確立や学習習慣の定着、食事の提供などの多様な総合的メニューによる子どもの貧困対策の拠点づくり「きょうとこどもの城」を進めている。

国においても、子どもの貧困対策として、そうした子どもの居場所の拠点づくりのため、子ども食堂やシェアハウスの開設等にかかる財政措置等を講じられたい。

特に、子ども食堂への効果的・安定的な食材供給体制の構築が重要であり、広域的・組織的に取り組む方が効果的であるため、国レベルでの食材提供の仕組みを構築されたい。

| | |
|---------|--|
| 京都府の担当課 | 健康福祉部 医療保険政策課(075-414-4576) こども総合対策課(075-414-4631) |
|---------|--|

- 京都府内の母子・父子世帯における食事の状況
 - ▶小・中学生の約40人に1人が孤食の状態にある
(平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査結果)

- 貧困世帯の学力状況
 - ▶平成27年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答率(主なもの)

| 小学校6年生 | 国語 | 算数 | 理科 |
|--------|------|------|------|
| 府全体 | 71.4 | 78.1 | 60.8 |
| 要保護家庭 | 54.3 | 60.0 | 45.4 |
| 準要保護家庭 | 65.7 | 70.0 | 54.2 |
| ひとり親家庭 | 64.3 | 69.4 | 53.8 |

- 貧困世帯の全日制高校進学率
 - ▶中学校卒業生の主な進路状況(平成28年3月)

| 京都府全体 | 要保護家庭 | 準要保護家庭 | ひとり親家庭 |
|-------|-------|--------|--------|
| 94.1 | 73.7 | 90.3 | 87.7 |

※京都府平成27年度子どもの貧困の実態に関する調査結果

- 京都府が独自に取り組む「きょうとこどもの城づくり事業」の概要
 - ▶経済的な理由等で困難な課題を抱える子どもが、自分の家のように過ごせる「こどもの城」づくりのための総合的なメニューを創設
 - ▶利用者が多様なメニューから必要な支援を選択可能

| | |
|-------------------|--|
| きょうと子ども食堂の開設・運営支援 | ▶こども食堂の開設と運営を支援(毎月1回、年12回以上) 運営費 1万円/日(上限150日) 開設費 20万円/1カ所 |
| こどもの居場所の開設・運営支援 | ▶ひとり親家庭の子どもの居場所の運営・開設支援 ▶生活困窮世帯等の子(中学生等)を対象とした居場所を設置し生活能力や学力等の向上を支援 |
| 地域未来塾の開設 | ▶地域の協力による小・中学生対象の原則無料の学習支援 |
| シェアハウスの開設 | ▶児童養護施設の退所児童などを対象としたシェアハウスを開設 |
| フリースクールの実施 | ▶不登校児童・生徒の社会的自立を支援 |

- 子ども食堂・シェアハウス開設等にかかる主な費用

| | |
|-------------|---|
| 子ども食堂の開設・運営 | ・軽微な建物修繕経費、調理用備品・食事に要する什器類にかかる経費 ・運営にかかる会場使用料(水道光熱費用含む)、周知・広報経費等 |
| シェアハウスの開設 | ・既存施設の改修費用 ・設備備品購入に要する経費 |

- 国の主な子どもの貧困対策にかかる制度
 - ▶ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

| | |
|-------|---|
| 内閣府 | ・子どもの貧困対策にかかる取組支援(相談窓口の設置や交付金等) |
| 厚生労働省 | ・ひとり親家庭等の自立支援 ・子どもの居場所づくり |
| 文部科学省 | ・地域未来塾による学習支援 ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置 |

- 子ども食堂と食材提供者を結ぶマッチングシステムの構築
 - ▶食品関係団体・農業団体・フードバンク事業者・社協等が連携して子ども食堂へ食材が届けられるような仕組みを構築
 - ▶各都道府県の実情に応じて食材提供者と食材提供を受ける側の調整を行う「拠点」を設置していただきたい。